

日本学生ゴルフ連盟規約

日本学生ゴルフ連盟規約

総 則

第1章 名称及び所在地

- 第1条 本連盟は、日本学生ゴルフ連盟とする。
- 第2条 本連盟は、事務所を東京都千代田区三崎町3-9-3チヨダビル4階におく。

第2章 目的及び活動

- 第3条 本連盟は、学生ゴルフの本文である「学業とゴルフの両立」「質実剛健」「真のスポーツマンシップ」を基本理念として、ゴルフを通じて加盟員の人間形成、体位向上、および構成地区学生ゴルフ連盟ならびに加盟校・加盟員間の交流促進を図ることをもってその目的とする。
- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
- 1、国際試合を含む競技会の企画、運営
 - 2、ゴルフの科学・技術・ルール、およびエチケットなどに関する研究ならびに啓蒙
 - 3、その他、目的の達成に必要な活動

第3章 組 織

- 第5条 本連盟は、北海道学生ゴルフ連盟、関東学生ゴルフ連盟、中部学生ゴルフ連盟、関西学生ゴルフ連盟、中四国学生ゴルフ連盟、九州学生ゴルフ連盟を以って組織する。
- 第6条
- 1、各地区学生ゴルフ連盟の構成員は登録年度より4年間、本連盟員の資格を有する。
ただし、その4年間のうち学校で認められた留学や病気、その他の理由でクラブを一年単位で休部し、なおかつその年の試合に一試合も出場しない場合に限り、その年は加盟年数に数えない。
通信教育学部（課程）の学生および外国人留学生のうち留学ビザの交付を受けていない者については加盟を認めないこととする。
 - 2、本連盟員の資格を有した者は、本連盟主催競技の参加申し込みの際し
 - イ、 本連盟が取得する参加申込者の個人情報本連盟が目的を達するための活動の範囲内で他に提供することや、競技結果の公表・記録の保存することについて、予め同意することを要する。
 - ロ、 報道・広報のため、或いは本連盟の目的に反しない範囲で利用するために、肖像権を本連盟に譲渡することを予め承諾することを要する。

第4章 役 員

- 第7条 本連盟に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-------|
| 1. 会長 | 1人 |
| 2. 副会長 | 6人 |
| 3. 常任理事 | 24人以内 |
- (5~11の学生を含む)

4. 理事	43人以内 (会長・副会長、5～11の学生理事を含む)
5. 連盟委員長	1人
6. 連盟副委員長	6人
7. 事務局長	1人
8. 競技委員長	1人
9. 広報局長	1人
10. 渉外局長	1人
11. 会計局長	1人
12. 常任委員	12人以内
13. 監事	2人

第8条

1. 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長から指名された副会長が、その職務を代理し、またはその職務を行う。ただし、各地区学生ゴルフ連盟の会長の1人が、日本学生ゴルフ連盟の会長に選任された場合は、当該地区の副会長、もしくは理事がこれにあたる。
3. 理事は理事会を組織し、本連盟の運営に関する重要事項を審議する。
4. 常任理事は常任理事会を組織し、本規約に定められた事項のほか、理事会の委任を受けて本連盟の運営に参画する。
5. 連盟委員長は会務を執行する。
6. 連盟副委員長は委員長を補佐する。委員長が事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ常任委員会から選任された副委員長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
7. 事務局長、競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長は委員長の指示を受け、それぞれの担当事務を執行する。
8. 常任委員は委員長の指示を受け、会務を執行する。
9. 監事は本連盟の会計および会務を監査する。
10. 参与は、高等学校ゴルフ連盟との協調を図る活動に関し、会長の諮問に応ずる。

第9条

1. 会長は理事会の推薦を受けて、総会において選出する。
2. 副会長は各地区学生ゴルフ連盟の会長がこれにあたる。ただし、各地区学生ゴルフ連盟会長が本会長に推挙された場合は、当該地区学生ゴルフ連盟理事より1名副会長代行として任命することができる。
3. 理事は、各地区学生ゴルフ連盟から、原則として次の人数の推薦を受け会長が委嘱する。

北海道学生ゴルフ連盟	2人以内
関東学生ゴルフ連盟	11人以内
中部学生ゴルフ連盟	3人以内
関西学生ゴルフ連盟	4人以内
中四国学生ゴルフ連盟	2人以内
九州学生ゴルフ連盟	2人以内

4. 常任理事は各地区学生ゴルフ連盟から、次の人数を会長が委嘱する。

北海道学生ゴルフ連盟	1人以内
関東学生ゴルフ連盟	4人以内
中部学生ゴルフ連盟	2人以内
関西学生ゴルフ連盟	3人以内
中四国学生ゴルフ連盟	1人以内
九州学生ゴルフ連盟	1人以内
5. 連盟委員長は、常任委員会において各地区学生ゴルフ連盟委員長の中から選任する。
6. 連盟副委員長は前項で選ばれた以外の各地区学生ゴルフ連盟委員長がこれに当たる。ただし、各地区学生ゴルフ連盟委員長が本委員長に推挙された場合は、当該地区学生ゴルフ連盟副委員長より1名副委員長代行として任命することができる。
7. 事務局長、競技委員長、広報、渉外および会計の各局長は、本連盟委員長、および連盟副委員長の合議により連盟委員長が指名する。
8. 前項で選ばれた以外の各地区ゴルフ連盟の事務局長、競技委員長、広報、渉外および会計に相当する役員は本連盟のそれぞれの職務を補佐する。
9. 常任委員は各地区学生ゴルフ連盟より推薦を受けて各地区2名以下を連盟委員長が任命する。
10. 監事は、各地区ゴルフ連盟役員で、本連盟理事以外のなかから会長が委嘱する。
11. 参与は、高等学校ゴルフ連盟から推薦された者の中から会長が委嘱する。

- 第10条
1. 会長、副会長、理事および監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 2. 連盟委員長以下学生役員の任期は1年とし、交替は12月31日をもって行う。
 3. 補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第11条
- 役員が次の各項に該当するときは総会の議決により会長がこれを解任することができる。
1. 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 2. 職務上の義務違反その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 会議

- 第12条
- 本連盟の会議は総会、理事会、常任理事会、常任委員会とする。

- 第13条
- 定期総会は毎年1回、春季に会長が招集し、本規定に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。総会は、会長、委員長、副委員長、事務局長、競技委員長、副競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長をもって構成する。

1. 前年度活動報告
2. 当年度活動計画
3. 前年度決算
4. 当年度予算
5. 規約改正
6. その他の重要事項

第14条 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または総会の構成員の半数以上により会議の目的およびその理由を示して要求があった場合には、その要求のあった日から14日以内にこれを召集しなければならない。

第15条 理事会、常任委員会は会長が必要に応じて召集し議長となる。

第16条 1. 常任委員会は連盟委員長が必要に応じて召集し議長となる。
2. 常任委員会は連盟委員長、連盟副委員長、事務局長、競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長および常任委員をもって構成する。

第17条 会議は別に定めのある場合を除き3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
委任状を提出した者は出席とみなす。

第18条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者のなかから2人以上が署名捺印し、これを事務所に保存する。

第6章 会計

第19条 本連盟の運営費は各地区学生ゴルフ連盟分担金、寄付金およびその他による。

第20条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 名誉会長・顧問

第21条 本連盟に名誉会長を置くことができる。
名誉会長は理事会の議を経て、本連盟の会長経験者および本連盟に対して特別に功労のあった者のうちから会長が委嘱する。
名誉会長は終身とする。

第22条 顧問は理事会の議を経て、学識経験者、および本連盟に対して特別の功労のあった者のうちから会長が委嘱する。
顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第8章 賞罰

第23条 本連盟は成績優秀で模範となる加盟校または加盟員を常任理事会の議を経て会長がこれを表彰する。

第24条 加盟校または加盟員にして本連盟の名誉を汚す行為をした者は常任理事会の議を経て会長がこれを処分する。
1. 除名
2. 試合出場停止
3. 譴責

第9章 規約の改正

第25条 本規約の改正は総会の議を経て決定する。

附則

第26条 本連盟の競技規定ならびに細則は別にこれを定める。

第27条 本規約は平成14年2月17日より施行する。
本規約は平成15年2月15日一部改正
本規約は平成18年2月25日一部改正
本規約は平成19年2月17日一部改正

本規約は平成20年2月16日一部改正
本規約は平成22年2月27日一部改正
本規約は平成23年2月19日一部改正
本規約は平成24年2月25日一部改正